建設防災委員会(建設局) 令和3年3月23日

I 報告 リノベーション・神戸 ~人にやさしく明るい神戸へ~ 街灯増設事業に関する報告について

1. 事業概要

(1) 概要

人口減少対策「リノベーション・神戸 ~人にやさしく明るい神戸へ~」を実現するため、 駅前空間については街路灯を約 2,000 灯、防犯灯については既に設置されている約 96,000 灯を 1.5 倍にするため約 48,000 灯を増設する。(当初計画)

(2)令和元年度9月補正予算

防犯灯の大幅な増設・LED 化 19億1,900万円 駅前空間の街灯増設 11億5,600万円

2. 予算編成

(1) 積算単価、整備計画数の算出根拠

①防犯灯の増設積算単価

電柱添架:照明灯具・取付手間を業者からの見積で積算

独 立 柱:掘削及び基礎工を市の標準単価、

支柱材料・設置手間を業者からの見積で積算

②増設約48.000 灯の内訳

電柱添架:独立柱=7(33,600灯):3(14,400灯)

(2)整備計画、数量、単価のチェック

担当者が積算根拠を集めて積算を行い、積算については係内で確認 課長級以上は、全体としての予算額・実施内容等を確認

3. 執行状況

(1) 執行体制等

①役割分担

- ・道路(部)工務課:全体事業計画の策定、全体予算執行管理、単価契約工事発注等
- ・建設事務所:管内の整備計画策定、工事指示、工事監督、執行額管理

②単価契約工事

今回の防犯灯増設は、事前に設置箇所・灯数・施工内容(電柱添架・独立柱など)が定まらないため、工種ごとの単価を決定し、実施計画毎に確定できる単価契約工事による施工 方法を採用

(2)経緯

- R1.9.19 「防犯灯の設置は単価契約工事、灯具・支柱は道路部工務課が定期的に物品購入 し支給する」基本的整備方針を決める
- R1.11 各建設事務所の設置目標灯数を提示(設置箇所未定のため各事務所の管内面積 按分による目標を設定し、電柱添加・独立柱の仕分け並びに予算配分は行わず)
- ~R2.4末 全建設事務所の単価契約業者が決定。ただし入札不調が多数発生
- R2.5~ 各建設事務所に対して毎月末に設置灯数を道路工務課へ報告することを要請

- R2.10.12 各建設事務所の年度末の市内増設数は37,000 灯の見込み
- R2. 10. 15 補正予算額 30. 6 億円のうち、上半期の執行見込み約 15. 7 億円(約 51%)を 確認
- R2.11.27 北建設事務所からの10月末の設置灯数の報告と、工事完成検査合格報告書の灯数に大幅な乖離を確認
- R2.11.30 北建設事務所からの報告により、工事完成検査合格報告書に比べて大幅に上回る300回を超える作業指示と、事務手続きに先行して工事着工していることが判明。予算超過の可能性があることも判明
- R2.12.8~ 局長報告、原因究明、行財政局報告、対応策決定、副市長・市長報告
- R2.12.28 補正予算要求
- R3. 2. 22 建設防災委員会審議(補正予算案)
- R3. 2. 25 本会議補正予算議決

4. 局内調査

(1)予算編成時のミスとその把握

- ・予算単価と実施単価の乖離
- ・事業実施に必要な諸経費、必要工種の費用が含まれていると思いこみをしたまま予算編成
- ・「現行の1.5倍、48,000 灯増設」の命題に意識が傾注するあまり、事業に直接携わる職員 のみならず、幹部職員も予算単価と実施単価の乖離に気付かなかった。
- ・設置灯数実績が伸びない中、個々の実績の中身を確認して実施単価の把握、予算単価と の乖離の状況、全体事業費への影響などについて認識ができなかった。

(2) 予算執行管理におけるミス

①増設灯数把握への意識の傾注と予算管理の状況

- ・各建設事務所に対し予算総額30.6億円の提示のみで、個別に予算配分を行わなかった。
- ・増設灯数把握への意識の傾注により、決算見込みにあわせて実施単価を検証し、増設を 予定している費用が予算内に納まるのかどうかの確認ができていなかった。
- ・灯数管理が主となったことから、一部の建設事務所の執行額管理への意識が足りなかった。全体予算執行管理を担う道路工務課へ適時適切に情報共有ができなかった。

②工事マニュアルに基づかない事業執行

- ・設置目標灯数の完遂に対する意識が強く、事務手続きが遅れたまま工事着手し、『建設 事務所「事務の手引き」』に反する事業執行を行った。
- ・事務手続きの遅れた工事について、施工事業者と工事完了に向けて協議を進めている。

③道路工務課と建設事務所との情報共有と建設局幹部のマネジメント意識不足

- ・事業がある程度進んだ段階において各建設事務所へ予算配分することが可能であった が行われなかった。
- ・幹部職員において、経験したことのない増設事業であることを十分認識し、状況の変化 に対して、執行体制や執行状況を確認し、連携し対応していくというマネジメントの意 識が疎かであった。

5. 再発防止策

(1) 建設局幹部職員の予算執行に対するマネジメント意識の強化

- ■建設局幹部職員自らが、市民の税金を使って事業を実施しているという認識を常に持ち、 議会で承認をいただいた予算の適正執行に対するマネジメント意識の強化を図る。
 - ・建設局幹部会議において、建設局長から訓示
 - ・年度末の個別面談において、各幹部に対してマネジメント意識の強化を指導

(2) 事案の問題点の局内での周知と執行管理の徹底意識の醸成

- ■今回の事案は、街灯増設事業にのみ発生することではなく、その他の事業においても発生するリスクを包含している。建設局の全職員に対して今回発生した事案の問題点を周知し、執行管理の適正化を図るよう建設局長から指示を行うとともに、今回、失った建設局への市民からの信用と信頼の回復に全力を尽くすよう指示する。
 - ・建設局全職員に向けての建設局長からの指示
 - ・各所属におけるミーティングの開催

(3)予算編成時のチェック体制の強化

- ■積算にあたっては、実際に執行するうえでの発注形態などの条件や関係者との調整事項などの課題について具体的に精査するとともに、根拠資料となる見積もり条件の妥当性など、実情に合った積算を行う。また、担当者間、係長、課長、それぞれ視点からのチェックを徹底する。
 - ・ 積算根拠の具体的な精査
 - ・所属内における複数チェック

(4)執行管理の再確認(四半期ごとの予算執行管理の徹底)

■各建設事務所への予算配分については、通常の事業はもちろんのこと、今回事例のよう に計画が定まらないケースにおいても仮定の条件の下での配分を必ず行う。

また、単価契約の事業については、各建設事務所の指示書発出状況を本庁へ報告する仕組みを構築するとともに定期的に予算と実績の確認を行う。

- ・各建設事務所への予算配分
- ・予算執行管理の手引きの作成およびルールの徹底

(5) 単価契約工事の運用方法の徹底

- ■単価契約工事の運用方法について、職員への研修を通じて再徹底を図るとともに、施工 業者への指示状況や工事進捗状況について担当者、係長、課長の間での情報共有を図る。 また、各所属長からの指導により、予算範囲内での執行及びルールの逸脱を防ぐ。
 - ・所属における工事進捗状況の情報共有
 - ・所属における予算の執行管理

(6) 研修の実施

- ■今回の問題点は、予算編成における初歩的なミスに始まっている。再発防止のため、担 当職員に対しての研修を実施する
 - ・基礎研修の実施(「初歩的なミスを防ぐためには」等)
 - ・経験豊富な職員の持つ感覚を養う研修(大きな視点でのチェックができる能力) 例:「構造物を造るのにこれくらいの単価となる」
 - ・事務執行のための手続きに関する研修

6. まとめ(建設局コメント)

この度の街灯増設事業は、「リノベーション・神戸」の第一弾として取り組んだものであるが、適正な予算執行が図れず、予算超過に至り補正予算をお願いすることになった。今後、このようなことを二度と起こさないよう、建設局職員全員が猛省して取り組んでいく。

今回の事案について、お詫びと説明に回る中で、様々なご意見をいただいた。「神戸市の仕事の進め方が急ぐあまり荒くなっている」という非常に厳しい言葉もあり、真摯に受け止めている。今回、失った建設局への信用と信頼の回復に職員全員で臨んでいく。